

公募型プロポーザル方式による契約事務の改善策について

1 要旨・目的

教育委員会におけるNPO法人等との契約手続きにおいて、外部専門家から指摘された公募型プロポーザル方式による契約手続きの在り方について、改善や各分野における統一的運用を図るため、公募型プロポーザル方式に係る実施要綱を策定し、併せて、各分野における事務処理要領等の改正等を行い、公募型プロポーザル方式の適正な運用を図る。

2 課題

(1) 教育委員会における外部専門家からの指摘事項

ア 公募型プロポーザルが十分な牽制機能を果たしたとはいえないこと

(ア) 公募型プロポーザル選定委員の人選（選定委員会の在り方）

(イ) 公募型プロポーザルの過程の記録の不整備（記録の作成）

イ 関係職員に公正な契約手続きに関する知識が十分に浸透していたとはいえないこと

(ア) 関係職員に研修機会等がない。（制度等の浸透）

(イ) 公募型プロポーザルの手続き前の行為が違法又は不法とされる場合があることを踏まえた規定がない。（規定の充実，職員倫理）

(2) 分野別のプロポーザル方式に係る事務処理要領の未整備

プロポーザル方式に係る事務処理要領については、物品調達・委託役務分野と設計コンサルタント等の公共事業分野において策定しており、公有財産分野に係る規程が未整備となっている。

(3) その他の課題

既存の事務処理要領については、策定当初から事業ニーズが変化してきており、入札参加資格の要件の設定など、実態を踏まえた規定の見直しが必要となっている。

3 課題に対する具体的な改善策

(1) 外部専門家からの指摘事項に対する改善

教育委員会における外部専門家からの指摘事項について、次のとおり新たに策定する実施要綱に明記し、各分野別の公募型プロポーザル事務処理要領において具体的な取扱いを規定する。

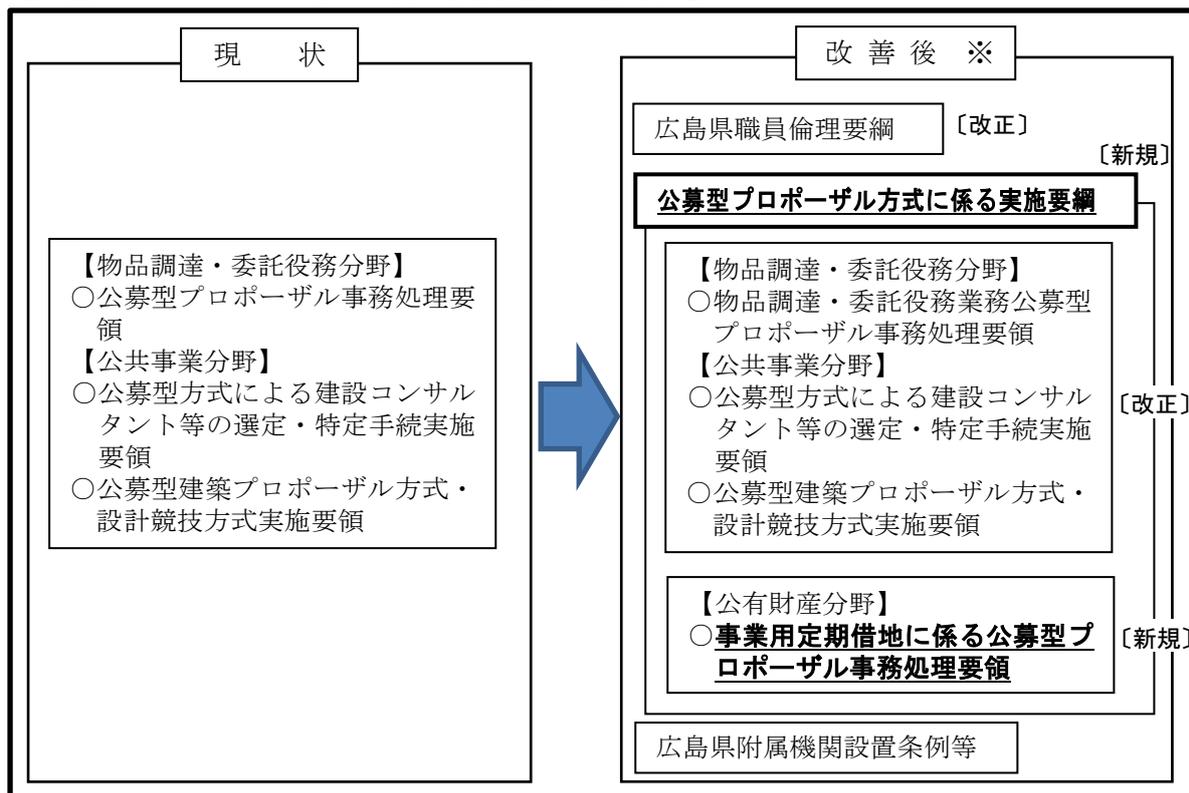
ア 公募型プロポーザル選定委員の人選

選定における公正性、公平性、競争性及び透明性を確保するため次の内容に留意し、各分野における公募型プロポーザル選定委員の選定を行う。

(ア) 委員の構成について事業規模、事業期間、後年度への影響を十分に考慮し決定すること。

- (イ) 外部有識者を含める場合は知事の附属機関となるため、広島県附属機関設置条例等の関係規則等に従うこと。
- (ウ) 外部有識者を委員に選任する場合は、選定委員会での審査の内容と利害関係がない者とする。
- イ 公募型プロポーザルの過程の記録の整備
 - 選定過程及び選定結果について、県民に疑念を持たれることのないよう、公正性、公平性はもとより透明性を可能な限り確保する。
 - (ア) 選定過程を記録するための議事録又は議事要旨を作成すること。
 - (イ) 議事録又は議事要旨について公開に努めること。
 - (ウ) 選定委員会での審査における各選定委員の評価理由等について記録すること。
 - (エ) 事業規模、事業期間、後年度への影響に応じ、県議会等に対し選定の経過等について丁寧に説明すること。
- ウ 関係職員への研修等による制度の浸透
 - 新たに策定する要綱とともに、各分野の制度所管部局において策定、改正する各事務処理要領等の内容について、周知・徹底を図る。
- エ 公募型プロポーザルの手続き前の行為が違法又は不法とされる場合があること
 - (ア) 広島県職員倫理要綱の改正を行い、入札契約事務において県民の疑惑や不信を招くような行為の禁止を明記する。
 - (イ) 上記(ア)の趣旨を踏まえ、各分野における事務処理要領を改正する。
- (2) 規程等の整備
 - ア 要綱の策定
 - 公募型プロポーザルの各分野における事務処理要領を総括する上位規程として、基本的な指針を示す要綱を新たに策定する。
 - イ 既存の事務処理要領の改正
 - 新たに策定する要綱を踏まえ、物品調達・委託役務分野及び公共事業分野に係る事務処理要領において、選定委員会の議事録又は議事要旨の作成などについて改正を行う。
 - ウ 分野に応じた事務処理要領の策定
 - 新たに公有財産分野において、事業用定期借地による土地の賃貸借契約に係る公募型プロポーザル事務処理要領を策定する。
- (3) その他の改善
 - ア 議会等への説明
 - 要綱等に県議会等に対し丁寧に説明することを明文化。
 - イ 参加資格の設定
 - 広く提案を募ることにより最も優れた提案を行った者との契約を締結するという公募型プロポーザルの趣旨を踏まえ、原則として、参加資格について県の入札参加資格登録のある事業者に限定することなく設定する。

【公募型プロポーザル方式に係る関係規程の体系図】



※ 改善後は関係する各規程に基づき総合的にプロポーザル方式による契約事務の適正化を図る。

4 今後のスケジュール

来年度当初から実施の契約から適用させるため、2月末を目途に要綱を策定し、あわせて現行の事務処理要領等についても要綱を踏まえた所要の改定等を行う。

公募型プロポーザル方式に係る実施要綱（案）

1 趣旨

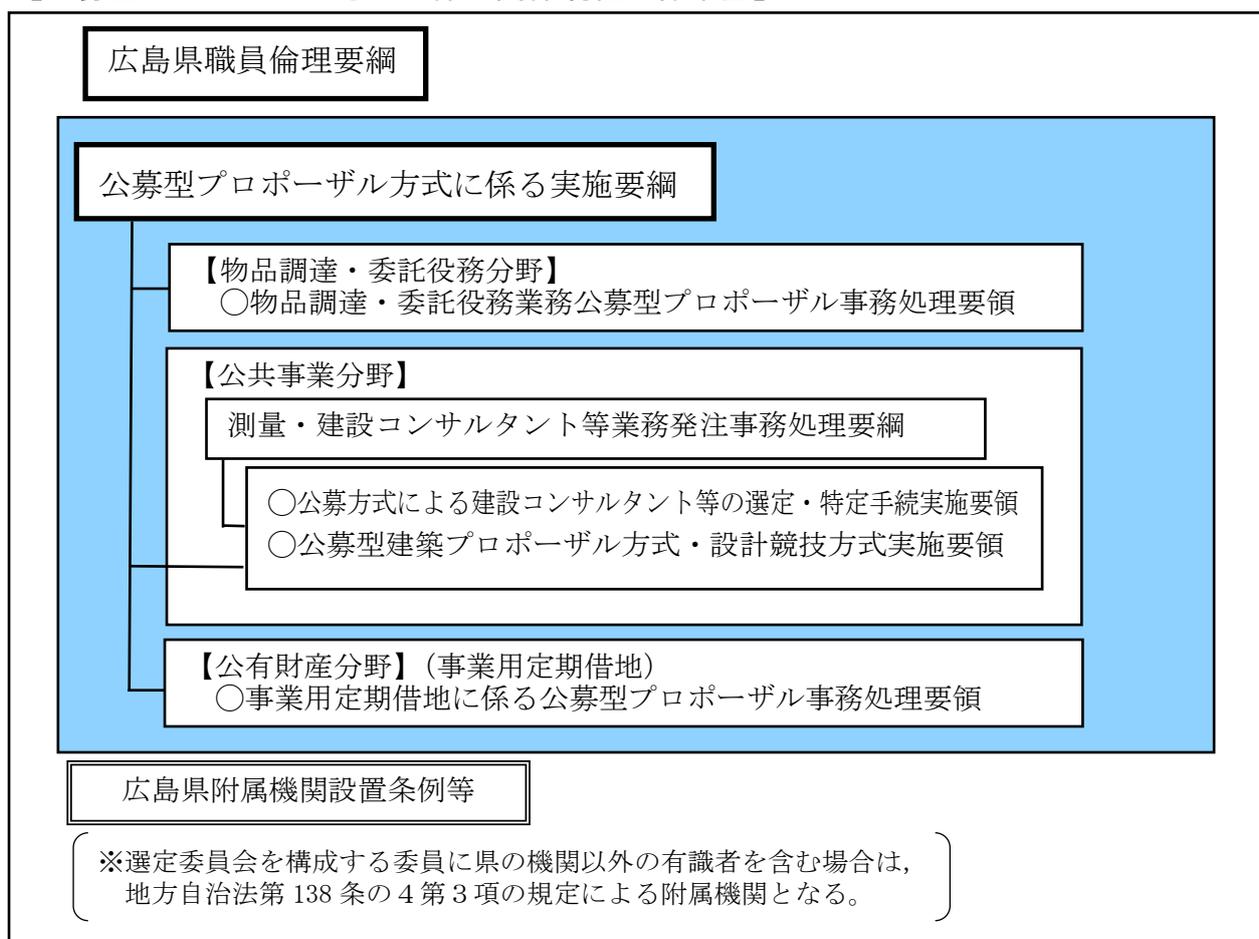
この要綱は、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）に基づき、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約の相手方を選定するための公募型プロポーザル方式について、関係法令を遵守し、公正性、公平性、競争性のほか透明性を確保するため、別に定めがある場合を除き、必要な事項を定める。

2 位置付け

この要綱は、本県において実施する公募型プロポーザル方式による契約の事務手続きに係る基本的事項を定めるものであり、物品調達・委託役務業務に係る分野、設計コンサルタントや建築など公共事業に係る分野、公有財産の貸付けに係る分野それぞれの事務処理要領等の上位規程として全体を総括するものである。

また、指定管理者の選定等、契約事務以外で広く提案を募り審査により事業者を選定する場合にも、この要綱の趣旨を踏まえ事務処理を行うものとする。

【公募型プロポーザル方式に係る関係規程の体系図】



3 所管部局等

(1) 分野別の制度所管部局

物品調達・委託役務業務，公共事業や公有財産の貸付けなど，それぞれの分野における制度所管部局は，所管する分野に応じて公募型プロポーザル方式の実施に係る具体的手続き等を各事務処理要領等において定めるものとする。

〔所管部局及び活用事例〕

○物品調達・委託役務分野【会計管理部総務事務課】

- ・物品の賃貸借（開発を伴うシステムプログラムのリース等）
- ・委託役務業務（イベント運営業務，事業実施に係る計画案策定支援業務等）

○公共事業分野【土木建築局技術企画課・建設産業課・営繕課】

- ・公共事業に係る業務（設計等）

○公有財産分野【総務局財産管理課】

- ・公有財産の貸付けに係るもの（事業用定期借地） など

(2) 関連規程の所管部局

公募型プロポーザル方式による契約事務に係る職員倫理の遵守や，選定委員会が広島県附属機関設置条例（平成 26 年広島県条例第 3 号）による知事の附属機関である場合の選定委員会の運営等に関する規程等は，所管する部局において整理するものとする。

〔関連規程の所管部局〕

○職員倫理に関すること【総務局人事課】

○知事の附属機関等に関すること【総務局人事課（行政経営担当）】

4 定義

公募型プロポーザル方式とは次のとおりのものであるとする。

- (1) 公募により複数の事業者から企画提案を募り，審査の結果，企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する方式であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の『その性質又は目的が競争入札に適しないもの』に規定する随意契約に該当するものであり，一般競争入札，総合評価一般競争入札及び指名競争入札に適しないものについて実施するものであること。
- (3) 政府調達に関する協定の適用対象となる契約（特定調達）については，地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号に規定する随意契約に該当する場合に限り行うことができるものであること。

5 要件

公募型プロポーザル方式を実施する場合は，次の全ての要件を満たす必要があるも

のとする。

- (1) 高度な知識，専門的な技術や創造性，構想力を必要とすること。
- (2) 事業者からの提案に基づく事業内容（仕様）とする方が優れた成果が期待できること。
- (3) 契約目的を達成するための複数の手段が想定され，様々な提案が期待できること。

6 職員の責務

選定業務に係る職員においては，次のことに留意し，選定手続きについて県民に疑念を持たれることのないよう適正に選定事務を行うものとする。

- (1) 公募型プロポーザル方式における選定等の手続きにあたり，特定の事業者を利する行為や，秘匿すべき事業情報や個人情報等を漏らすなど，職員として遵守すべき責務に反する行為を行わないこと。
- (2) 広島県職員倫理要綱の内容を十分に理解し，特に，当該要綱における『関係業者等との接触に関する事項』等に反する行為を行わないこと。

7 選定委員会

最優秀提案者の選定における公正性，公平性，競争性及び透明性を確保するため，複数名による選定委員会を設けるものとし，その運営等については次のとおりとする。

- (1) 選定委員会の委員は5名以上とすること。ただし，合理的理由によりこれにより難しい場合を除く。
- (2) 委員の選定においては，各分野の特性に応じ，外部有識者を含めるかどうかなどの構成について，事業規模，事業期間，後年度への影響等を十分に考慮し決定すること。
- (3) 外部有識者を委員とする場合は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関となるため，広島県附属機関設置条例の関係規則等に従い事務を行い，選定委員の選任は，選定委員会での審査の内容と利害関係がない者とする。
- (4) 委員に対しては，公正，公平な審査のため，参加事業者を特定されることのないよう審査において必要な資料，情報のみが提示されるものであること。

8 選定過程の記録・公表

最優秀提案者の選定過程及び選定結果について，県民に疑念を持たれることのないよう，公正性，公平性はもとより透明性を可能な限り確保するものとする。

- (1) 選定委員会における選定過程を記録するため，議事録又は議事要旨を作成すること。
- (2) 選定委員会が附属機関である場合は，議事等の公開に係る取扱いは知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則（平成13年広島県規則第75号）によることとなること。
- (3) 選定委員会において，外部有識者を含まない場合であっても，附属機関としての選定委員会における取り扱いに準じ，議事録又は議事要旨の公開に努めること。

- (4) 選定委員会での審査における各選定委員の評価理由等について記録すること。
- (5) 選定に係る評価基準や選定結果については公表すること。
- (6) 事業規模，事業期間，後年度への影響等に応じ，県議会等に対し選定の経過等について，丁寧に説明すること。

9 参加資格の設定

公募型プロポーザル方式における参加資格については，次のことを踏まえ，各分野の特性に応じて設定するものとする。

- (1) 広く提案を募ることにより，最も優れた提案を行った者と契約を締結するというプロポーザル方式によることの趣旨を踏まえ，参加資格については，公募時点で県の入札参加資格登録のある事業者に限ることなく設定すること。ただし，個々の業務等の性質に応じて入札参加資格登録事業者に限することも可能であること。
- (2) 公募時点で県の入札参加資格登録があることをプロポーザルへの参加資格としない場合は，公募手続き中に入札参加資格登録を受けることを参加要件とするか，プロポーザル参加申請時に入札参加資格登録に準じた資格審査を行い，審査結果をもってプロポーザル参加を可能とすること。

10 事務手続きの周知等

各分野の制度所管部局は，それぞれの分野に係る事務手続きについて研修等により周知・徹底を図り，必要に応じて契約担当部局に対し指導・助言を行うものとする。

11 その他

- (1) 広島県職員倫理要綱以外の倫理要綱等がある場合，第6項及び第7項において広島県職員倫理要綱とあるのは，それぞれの倫理要綱等によるものとする。
- (2) この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，令和5年 月 日から施行する。

【公募型プロポーザル方式に係る関係規程の体系図】

